事 務 連 絡 平成23年10月7日

関係県廃棄物行政主管部(局) 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

## 東日本大震災により被災した消火器の処理について

今般の震災における被災地においては、被災した消火器が多数発生しており、これら を安全かつ適正に処理する必要があります。

今般、社団法人日本消火器工業会より、被災地における廃消火器のリサイクルを実施 する旨連絡がありましたので、別紙のとおりお知らせします。

また、貴管内市町村への周知方よろしくお願いします。

なお、本件につきましては、本日付けで消防庁予防課から関係県消防防災主管課及び 関係指定都市消防本部あてに情報提供がなされていることを申し添えます。

#### <連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 担当:尾高、播磨、森(健)

> TEL: 03-3581-3351 (内線 6857) E-mail: hairi-haitai@env.go.jp

## 東日本大震災により被災した消火器の処理について

東日本大震災により被災した消火器の処理については、以下のとおりとしてください。

- 1. 被災地においては災害廃棄物の迅速な処理が最優先であることから、被災した消火器については、地方自治体の判断により、他の廃棄物と一括で処理しても差し支えない。
- 2. 他の災害廃棄物と分別され、仮置場に集積された消火器のうち、リサイクルが可能と判断できるものは、(社)日本消火器工業会(以下「工業会」という。)は無償で収集し、処理を行う。判断ができないものについては、工業会から廃消火器の収集を業務委託された(株)消火器リサイクル推進センター(以下「推進センター」という。)に問い合わせる。
- 3. 地方自治体は、推進センターに回収を依頼し、推進センターは地方自治体ごとに指定した 処理業者に収集運搬を指示する。
- 4. 指示を受けた処理業者は、依頼を受けた地方自治体の仮置場に訪問し、廃消火器の合計本数を記した書面に担当者の署名を得た上で、廃消火器を引取る。

## 注意点 ※輸送中又は処理施設での解体時の破裂事故を防止するための措置

- ① 「上抜き安全栓」のない消火器は、上下レバー間のストッパーを立てて粘着テープで固定すること (別添参照)。
- ② 容器内部に海水が残留している消火器(消火器を揺すると音がする)は引取ることができない。
- ③ 極度に変形した消火器は引取ることができない。

### その他

一部の報道では、被災地の災害廃棄物の仮置場で火災が発生するので、被災した消火器 を有効に使用することができるとの内容が記載されていたが、消火器は圧力容器であり再 使用が可能かどうかは必ず「乙種6類の消防設備士」に点検・整備させる必要がある。

なお、一時的に海中・泥中に埋まっていた消火器は使用時に内圧が詰まり破裂の危険性がある。

#### 問合せ先

社団法人日本消火器工業会

株式会社消火器リサイクル推進センター

電話:03-5829-6773 FAX:03-5829-6774

# 安全栓の有無の確認

収集運搬の際は、廃消火器や廃消火薬剤が飛散・漏えいしないように処置して下さい。

## ●安全栓の有無を確認しましょう



安全栓が無い場合



ストッパーが固定される様に安全栓を正しくセットする



安全栓が正しくセットされていない



安全栓が無い場合はテープなどで固定する



ストッパーが固定されていない



事 務 連 絡 平成23年10月7日

関係県消防防災主管課 | 御中

消防疗予防課

東日本大震災により被災した消火器の処理について(情報提供)

今般の震災により、被災した消火器が多数発生していることから、その処理について社団法人日本消火器工業会において対応することとなり、別添のとおり「東日本大震災により被災した消火器の処理について」(平成23年10月7日付け事務連絡)が環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課より関係県廃棄物行政主管部(局)あてに通知されましたので、お知らせします。

各県消防防災主管課におかれましては、貴県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、この旨周知を図っていただきますようお願いします。

連絡先

消防庁予防課

岡澤、池町

電話:03-5253-7523

FAX : 0.3 - 5.2.5.3 - 7.5.3.3